ID:　224

担当部署:　市民部 市民課 医療年金係

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	名寄市国民健康保険条例　第12条及び第13条
例規番号	平成18年条例第136号

【根拠条文】

第12条　この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。

第13条　この市は、世帯主又は世帯主であった者が、正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定する当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

【基準】

根拠条文及び第14条の規定による。

第14条　前2条の過料の額は、情状により市長が定める。

2　前2条の過料を徴収する場合において、納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

備考

設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和5年5月24日